

日本人移民と住まい

— 戦前のアメリカ西海岸を中心に —

大原関 一浩

1. はじめに

戦前、日本人移民はアメリカでどのように暮らしていたのか。日本人移民と住まいに関する先行研究では、日本人出稼ぎ労働者の生活環境、外国人土地法と日本人の土地家屋購入問題、人種差別による日本人居住地区の制限、都市部における再開発計画と日本人の住居問題などが検討されてきたが¹⁾、日本人移民の住環境それ自体をみつかった研究は少ない²⁾。この論考では、先行研究の成果によりながら、オーラルヒストリー・日本語新聞記事・当時の写真・統計

1) 先行研究として、①Yuji Ichioka, *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924* (New York: Free Press, 1990); ②Scott Kurashige, *The Shifting Grounds of Race Black and Japanese Americans in the Making of Multiethnic Los Angeles* (Princeton: Princeton University Press, 2008); ③Charlotte Brooks, *Alien Neighbors, Foreign Friends: Asian Americans, Housing, and the Transformation of Urban California* (Chicago: University of Chicago Press, 2009); ④Mark Howland Rawitsch, *The House on Lemon Street Japanese Pioneers and the American Dream* (Boulder: University Press of Colorado, 2012); ⑤Meredith Oda, *The Gateway to the Pacific: Japanese Americans and the Remaking of San Francisco*. (Chicago: University of Chicago Press, 2018); ⑥Megan Asaka, “‘40-Acre Smudge’: Race and Erasure in Prewar Seattle,” *Pacific Historical Review* 87:2 (2018): 231-63.

2) ①Gail Dubrow and Donna Graves, *Sento at Sixth and Main: Preserving Landmarks of Japanese American Heritage* (Washington, D.C.: Smithsonian Books, 2004); ②Gail Dubrow, “The Architectural Legacy of Japanese America,” in *Finding a Path Forward, Asian American and Pacific Islander National Historic Landmarks Theme Study*, ed. Franklin Odo (Washington, D.C.: National Park Service, U.S. Department of the Interior, 2017).

資料・社会調査記録などを利用し、第二次世界大戦以前のアメリカ西海岸部諸州における日本人移民の住環境に関する基本的な事実を整理してみたい。

2. 20世紀初頭の日本人移民と住まい

19世紀末以降、アメリカへ移住する日本人が増え、その大半は単身の男性で、肉体労働に従事した。当時のアメリカ西部は鉄道網が拡大した時代であり、沿岸部の港に到着した日本人の多くは、労働請負人の手を経て各地の鉄道建設現場に送られた。鉄道労働に従事する彼らは、「セクション・ハウス」(section house) または「バラック」(barrack) と呼ばれる簡素な木製家屋に起居した。1895年、日本領事館の委託でアイダホ州における日本人の生活状態を調査した成田安輝の報告書には、鉄道修繕に従事する日本人たちが「幅二間長三四間ノ板屋ニ五人ヨリ十一二人起臥ス」という記述がある³⁾。「幅二間長三四間」は3.6×5.5～7.3メートル、貨車1つほどの大きさである。おそらく鉄道の荷台に乗せて移動できるよう設計されていたのだろう。1906年に渡米し、ネバダ州カーリンの鉄道で働いた坪井撰太郎が起居したセクション・ハウスは「雨露をしのぐに足るだけの、がらんとした一部屋だけの小屋であった。入口から真つすぐ細長く土間になっていて、その両側が板じきになっていた。鉄道工夫は、この板じきに五人ずつ寝た。南京虫の来襲に石油を流して対抗するだけで、薬品のなかった時代なので毎晩苦しめられた」⁴⁾。グレート・ノーザン鉄道で働いた河原包雄が住んだバラックは「小屋のようで人間の住むハウスではなく……内部には蚕棚のベッドがあり、毛布一枚にくるまって寝る。一方のバラックに板をうちつけた即製のテーブル、椅子、キッチン用ストーブがある」というものだった⁵⁾。このように、居住施設は簡素で衛生状態は一般的によくなかったようだ。

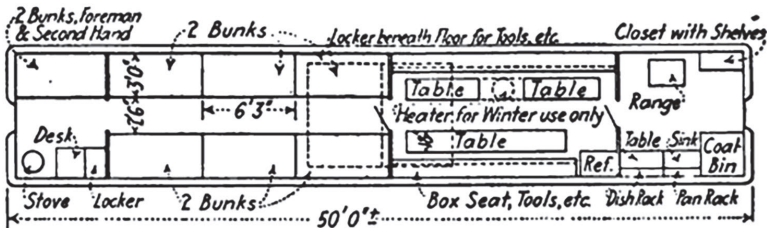
3) 成田安輝、『北米合衆国「アイダホ」州移民地探検報告』(外務省通称局第二課, 1895年), 80頁。

4) 伊藤一男『北米百年桜』(1) (PMC 出版, 1984年), 401頁。

5) 前掲4), 376頁。

鉄道労働者のなかには、貨車それ自体で寝起きしていた人もおり、それは「ボックス・カー」(box car)と呼ばれた。1904年に渡米しアイダホ州の鉄道で働いた西本乙は、起居していた「ギャング列車」をこう説明している：「貨車が十両ついていた。このうち、食堂車、道具格納車、飲料水タンクに各一両つかうので残る七両に人間が乗った。有蓋貨車で窓がないので窓をあけ、ストーブ用の煙突の穴をあけた」⁶⁾。鉄道ボーイとして働いた三垣金七もまた貨車に居住し、「カーの大きさは、九フィートに二十八フィート(2.7×8.5メートル)、この中ほどに戸がある。中央は通路になっており、二段ベッドが片側に四つあって、一車当り合計十六人が住」んだ。しかし貨車には「便所もフロもない。夏なら、近くの川や湖にとびこんで体を洗った。冬はストーブの上でウォッシュ・タブの水をわかして行水をした」という⁷⁾。車内の調度は最低限のものであり、グレート・ノーザン鉄道で働いた石光吉三郎の生活した「貨車」は「両側に上下二段のベッド、真ん中に石炭ストーブがある」だけだった⁸⁾。やはり衛生状態は悪かったようで、「南京虫が群をなしてとうてい安眠できる状態ではなかった」と回想した人もいる⁹⁾。

図1. 鉄道労働者が生活していた一般的な寝台カー(左半分)とダイニング・カー(右半分)



(C) Combination Sleeping and Dining-Car for Bridgemen, Painters, etc.

[出典] Willard, William Clyde, *Maintenance of Way and Structures* (New York: McGraw-Hill Book Company, 1915), 273.

6) 前掲4), 393～94頁。

7) 前掲4), 398～99頁。

8) 前掲4), 383頁。

9) 前掲4), 400頁。ワイオミングの鉄道現場で生活した佐々木権六氏も「貨車」に住み「南京虫の大挙来襲でほとほとまいった」という：前掲4), 392頁。

鉄道会社で働く日本人のなかには既婚者もいた。1918年、オレゴン州ハンティントンで現場監督をする夫のもとに渡米したハツミ・ニシモトは、当時をこう回想する：「夫はラウンド・ハウスという修繕現場で雇われ、私は料理人として雇われました。私が来る前は、15人の日本人労働者が料理を交代でしていました……私は木で起こした火で温めた大きなポットで日本食を作りました。朝食は朝6時なので4時に起きてパンケーキを作りました」¹⁰⁾。夫が現場監督の場合、妻は労働者たちのために料理をしていたようだ。また、妻子のある労働者には会社から居住用のボックス・カーを支給されることもあった。父が現場監督をしていたケンジ・オーニシは、子供時代、ポートランドの鉄道ヤードで会社のボックス・カーに暮らしていた：「会社がリモデルして、シンクをボックス・カーに付けて、冷水を蛇口に引いて、ストーブを料理と湯沸かしのために設置してくれた。家族が増えると、父はもう1つベッドを加えるために小屋をボックス・カーの外に設置した……5人の子供と父母が2つのベッドで寝た」。電灯はなく、ランタンかケロシン・ランプを使った。水洗トイレもなく、「チャンバー・ポット」（寝室用の簡易便器）を使って毎朝くみ取っていた。オーニシ氏が8歳のころ、市の保健所から「衛生面で家族が住むのに適さない」という指導を受け、賃貸家屋に引っ越したという¹¹⁾。

森林資源の豊富な北西部では、木材関連の労働に従事した日本人も多かった。木材会社で雇われた日本人労働者は、木材の伐採・搬出、あるいは木材鉄道（logging railroad）の建設・修繕に従事した。彼らは、会社が所有する木材鉄道の貨車（ボックス・カー）または簡素な木製家屋「バンク・ハウス」（bunk-house）で生活した¹²⁾。ワシントン大学図書館のウェブサイトには、20世紀初

10) Linda Tamura, *The Hood River Issei: An Oral History of Japanese Settlers in Oregon's Hood River Valley* (Urbana: University of Illinois Press, 1993), 65-66.

11) Kenji Onishi Interview, March 21, 2014, Densho Archives (以下 DA と記す), <https://ddr.densho.org/>, 2021年11月7日閲覧。

12) 北西部で鉄道労働に従事した一世にインタビューした伊藤一男氏によれば、ワシントン州スノコルミー・フォールズの製材所で雇われた日本人は、キッチン・ダイニング・風呂場を搭載する会社の木材鉄道で居住したという：前掲4), 372頁。

頭に木材の切り出し作業に従事した労働者たちの生活を撮影した写真コレクションがあり、彼らの居住環境についての以下のような解説がある：「少数の（木材伐採）会社はダイニングと寝台車を（労働者に）提供した。しかし大半の会社は、木材が伐り終わったら全ての作業施設を車両に乗せて新しい作業場に送付できるように、スキッド（枕木）の上にバンク・ハウスを建てた。バンク・ハウスは通常10×24フィート（3.1×7.3メートル）で、壁にかけた2段ベッドに16人が生活した。ケロシン・ランプが薄暗い明かりをつけ、部屋の真ん中の丸い鑄鉄製ストーブが暖を与え、服を乾かす場所になった。シラミなどの虫がしばしば問題だった」¹³⁾。バンク・ハウスはちょうど貨車一両の大きさで、労働者とともに作業場から作業場へ鉄道で移動したようだ。

図2. ワシントン州の木材会社で働くアジア人労働者たち（1920年頃）



[出典] “Asian railroad construction crew at camp, N and M Lumber Company, Rochester, ca. 1920, Thurston County, Washington,” University of Washington Special Collections, <https://digitalcollections.lib.washington.edu/digital/collection/clarkkinsey/id/931>, 2021年11月29日閲覧。

13) “Camp Life,” in “Exhibit: Clark Kinsey & the Documentation of the Pacific Northwest Logging Industry,” University of Washington Special Collections, <https://www.lib.washington.edu/specialcollections/collections/exhibits/Kinsey/camplife>, 2021年12月9日閲覧。

製材所（丸太を製材する場所）で雇われる日本人も多く、彼らはそこに建てられたバンク・ハウスで生活した。ワシントン州には日本人が働いた製材所がいくつもあり、たとえばベインブリッジ島のポートブレイクリー製材所では、日本人居住区は「ヤマ」（Yama）と呼ばれ、丘の上に家族用の住宅が、低地には「ナガヤ」（Nagaya）と呼ばれた労働者用のバンク・ハウスが建てられた¹⁴⁾。ほかの製材所でも、家族と独身者で住居の区分けがされており、ウォールビルの製材所で働いた田中義一によれば、第一次世界大戦の始まるころ「ウォールビルには、ソーミルとソーミル鉄道に日本人が約三十人就労しており、夫婦ものは独立家屋に、独身者や父と子などは、それぞれバンク・ハウスなどに寝泊まりしていた¹⁵⁾。建物内部の調度は一般的に簡素だった。1908～9年にケレストンの製材所で働いた勝野庄一郎によると「日本人は、粗末な長屋に入っていた。三人から五人入りに仕切ったもので、ベッドなどなかった。床の上に一団と高く床をはり、ストロー（干し草）をしいてあるだけ。日本人は毛布をきて、疲れた体を休めるだけだった。いってみれば、鶏小屋か豚小屋だった¹⁶⁾。このように、製材所では早い時期から家庭生活が営まれていたが、会社から提供された住居は、生活に必要な最低限度のものだったようだ¹⁷⁾。

14) 「日系移民始まりの場所を残したい：考古学研究へ、ベインブリッジ島の日本村跡」『北米報知』2015年7月29日、再掲、*Discover Nikkei*, <http://www.discovernikkei.org/ja/journal/2015/7/29/bainbridge>, 2021年11月29日閲覧。ワシントン州のオリンピック大学では「ヤマ・プロジェクト」（Yama Project）が進行中で、ベインブリッジ島の日本人居住区跡の保存活動が行われている：“The Yama Project,” <https://www.olympic.edu/anthropology/yama-project>, 2021年11月29日閲覧。

15) 伊藤一男『北米百年桜』（4）（PMC 出版，1984年），317頁。

16) 伊藤一男『北米百年桜』（2）（PMC 出版，1984年），488～89，500頁。

17) マカテオ（Mukilteo）にも多くの日本人が働いた製材所があり、1914年から同所で働いた前田得一も、「平地にあったキャンプのほかに、海を見おろす高台にコテージ（新宅）が二十棟ほどたっていた。二寝室，リビングルーム，キッチンがあり月7ドル五十セント。私たちはバング [ママ]・ハウスで一室月にドルだった」と述べている：前掲16)，484頁。

図3. ワシントン州バーネストンの製材所における日本人居住区 (1911年)



[出典] “Buildings 4, 10, 11 & 12-Jap town. Barneston. The Baths” (1911), Identifier No. 48039, Courtesy of the Seattle Municipal Archives.

都市部の日本人は、「ルーミング・ハウス」(rooming house)と呼ばれる安宿で生活を始めた人が多い。シアトルでは、藤井義人(宿屋経営のパイオニア・藤井長次郎の実弟)によれば、1900年以前のシアトルには1泊10~15セントで泊まれる日本人経営の宿は「旅館と称するものが三軒、寄宿舎三軒」で、「いずれもビルの地下室を利用したもので、広間にカイコ棚式にベッドを並べた簡易旅館であった」という¹⁸⁾。ちなみに、こうした安宿の客は毛布を持参していたそうである¹⁹⁾。ユージ・イチオカの著作『一世』には、毛布を持ちながら労働現場を転々とする「ブランケ担ぎ」と言われる日本人労働者が描かれているが²⁰⁾、そうした移住労働者がこれらの安宿を利用していたと思われる。20世紀にはいと移住者がしだいに増え、シアトルでは、日本人5~6人で家を一軒借りてシェアしたり、同郷人を頼って一時的な住まいを得るということもあったようだ²¹⁾。またキリスト教者の場合は、市内の青年会に滞在することも

18) 前掲 16), 615 頁。

19) 前掲 16), 617 頁。

20) ユージ・イチオカ、『一世—黎明期アメリカ移民の物語り』(刀水書房, 1992年), 92~93 頁。

21) 前掲 16), 618 頁。

可能だった²²⁾。ふだんは農家や製材所で働く人たちも、仕事がない時はシアトルでこうした安宿に滞在した。同時に、こうした出稼ぎ労働者を客とする銭湯や料理屋などの小規模ビジネスが都市部で発達した。

新婚夫婦も廉価なホテルやルーミング・ハウスで生活を始めた人が多い²³⁾。1911年にシアトルへ渡航した写真花嫁の西村キクは、当時をこう回想する：「私の新婚時代は、いまとちがって、ハウスに住む人はほとんどなかった。みんなホテル住まい。ベットのそばで食事をしたものだった。それで私たちは食器も最小限、二人分しかなかったので、たまたま食事に友達でもくれば『ちょっと待って』といって、自分の茶ワンを洗い友達につかってもらったほどだった。部屋は六畳くらいに、炊事用の石炭ストーブを入れてコックした。その部屋は水だけで湯はでなかった。部屋代は月八ドルから十ドル。生活費は、部屋代別で十五ドルくらいだった。この一ルームで子供二人を産んだ。子供ベッドを私達の足もとにおいた。主人の友人が将棋をさしにきたが、身動きもできなかった²⁴⁾。夫の利藤治は、1903年から農作業・皿洗い・家政婦などを経て、1908年に市内ジェファソン通に小規模のホテル（28室）を購入した²⁵⁾。キクが渡米した翌年に長男、1914年に長女、1916年に次男が生まれている²⁶⁾。1910年代、結婚して家庭を持つ日本人は増えたが、都市部の夫婦の多くはこうした安宿に滞在しながら生活を始め、出産・子育てを経験したようだ。

22) 前掲 16), 618 頁。

23) 社会学者のフランク・ミヤモトによると、「メイン街とジャクソン街では、当時、ホテルや下宿屋が繁盛しており、新婚の夫婦が最初の家庭を築いたのがこれらの場所だった」：Frank S. Miyamoto, *Social Solidarity among the Japanese in Seattle* (Seattle: University of Washington Press, 1984 [1935]), 39.

24) 前掲 4), 323 頁。ちなみに、夫の利藤治氏は、後に Puget Sound Hotel (444 部屋) ほか 10 のホテルを購入し、シアトルにおけるホテル業の「成功者」の 1 人に数えられた：前掲 16), 618 頁。

25) 前掲 16), 618~19 頁。

26) 1920 年のセンサスでは、西村氏の職業は「ルーミング・ハウス経営者」(Rooming House Keeper)、住居は「賃貸」(R=Rent) となっている。1930 年には、別の場所で「ホテル経営者」(Hotel Proprietor) となっているが、住居は「賃貸」で月 200 ドルの家賃を払っていたとある：「Retage Nishimor,」1920, 「Frank K Nishimura,」1930, *FamilySearch* データベース (以後 FM と記す), <https://www.familysearch.org>.

3. ワシントン州の農家と住まい

農村部の場合、日本人夫婦は雇われ労働者あるいは請負耕作農民として働きながらアメリカ生活を始めた人が多い²⁷⁾。1904年、夏原勢^せんは、ワシントン州オーバーンのポテト農場で日雇い労働者をする夫・千代吉と写真結婚し、渡米した。現地に着くと、新居の「ハウスは、(夫)が材木五十ドルを買い友人が三、四人手伝って建てたもので、ベッド・ルームとケチンとの部屋だけの粗末なものだった」という。水道はなく、「水は二百フィート位離れた地主のところまでもらい水だった。バケツや石油カンで毎日運んだ。洗濯や行水の湯は戸外でわかした」。さらに家は「隙間だらけ」で、「ある寒い夜、いくらストーブをたいても暖まらないので、地主から古新聞をたくさんもらってきて、メリケン粉でノリをこしらえ、隙間に二重に目張りをし」て寒さをしのいだという²⁸⁾。また、同州サムナーでポテトの契約栽培をしていた川本政男も、1907年に日本から妻を迎えた時は「先ず土地の入口辺りに間口八フィート、奥行十五フィートの小屋を建て」、中に「古板でベッドをこしらえ、ストローを入れ、シーツを敷いた」という²⁹⁾。このように、農業を始める場合、まず簡素な住居をDIY (Do It Yourself) で建てたようだ。

こうした簡素な手作り住居は、日本人たちがしばしば「小屋」と呼んだように、家の機能は最低限のものだった。1906年にワシントン州ファイフに住む農家の叔父のところに渡米した藤本軍二は、当時の住まいの作り方について以下のように説明している：

27) イチオカは、日本人農家の変遷を4つの段階に分けて説明している。第一が請負耕作農民で、彼らは地主との契約の下、特定の作物を栽培した。第二が歩合耕作で、地主の土地で作物を耕作し、その収穫による利益を地主と共有した。利益分配の割合は、地主が借り手に農機具その他をどの程度供給したかによって決まった。第三が現金借地で、土地を一定期間(1~10年)で賃借し、借り手は自前で農機具その他を用意する必要があり、開始するのに一定の投資が必要になった。第四は土地の購入であり、これは土地を自分の名義で所有することで、自由に家を立て、好きなものを栽培できた：前掲20), 168~69頁。

28) 前掲4), 250-51, 369頁。

29) 前掲16), 533頁。

当時のバラックは、なにぶん出稼ぎなのだから掘立小屋同然だった。まず、耕作する土地が決まると、直ちに家の新築にとりかかる。近所の日系人が家造りをヘルプする。すべて規格品ができていて、適当に木材を買いあつめ、にわか大工たちがトンカン、トンカンと板きれをぶっつけて一軒の家をつくりあげてしまう。快適な住居とはいえなかった。フシだらけの板囲いだから外から家の中がのぞけた。屋根はシーダーの皮をはるだけ。雨もりがしなればいというわけだ。板、柱、クギ代などしめて百ドルくらいでできあがった。

それでも私の家は四部屋あった。飾りつけなど何もない。冬には石油ストーブ、瀬戸もの、おわん、柳行李が二、三個あるだけ。殺風景はこの上もなかった。ただ、仕事の性質上、馬と馬車をおさめるバーン（納屋）と野菜を納める小屋は別に立てた。困ったのは便所である。別棟の一つつくったが、水洗では勿論ない。これも屋根はついていたが、ほんの板囲い。土に穴を掘って異物をおとすのだが、その穴がいっぱいになると人二人が、おみこしをかつぐように、便所のバラックをかついで、新しく掘った穴に移転させるのだった³⁰⁾。

日本人農家は1910年代以降、請負耕作や現金借地などの方法により、1つの土地で一定期間は農業を行うことができるようになったが、基本的に借地（リース）なので、契約期間が終われば、次の契約地に移住しなくてはならない。たとえば1890年代から日本人が中心となり開拓したヤキマ渓谷地域では、日本人農家はアメリカ先住民などから土地をリースし³¹⁾、スイカ・メロン・玉ねぎなどを耕作していたが、1918年に渡航した高山兼則によれば、日本人の多くは移動式の「テント・ハウス」(tent house)に住んでいたという：

30) 前掲 16), 530-31 頁。

31) 先住民から土地をリースした事例は、以下のインタビューで語られている：Rick Sato Interview, March 2, 1998, Segment 4, DA; Kara Kondo Interview, December 7 & 8, 2002, Segment 1, 3, 14, DA; Marjorie Matsushita Sperling Interview, February 24, 2010, Segment 2, DA.

当時の日本人農家は、テント小屋だった。間口十フィート、奥ゆき三フィートの長方形だった。屋根は白い木綿のテント張り、周囲の壁は、高さ三フィートの板囲い。玄関に木のドアがあったが、窓はなかった。屋根がテントなので、夜明けには屋根に朝日がさして自然と目をさました……

(内部には) 暖房と炊事兼用にストーブを用いた。テントの代金が五ドル、ぐるりを囲う板が十ドルから十五ドル程度だった。夫婦ものが一張りのテントに住む。子供が生まれて大きくなると、同じようなテント・ハウスを隣接してつくった。日本人達はこうしてテント・ハウスをたてると、水をうるため土地にポンプをうちこんだ。ダムから引いたカンガイ用水を使うと、汚染しているので発熱した³²⁾。

日本人がこうした簡素な小屋に住まざるのを得なかった理由の一つに、外国人の土地所有を禁じていたワシントン州の法律がある。同州の1886年法は、外国人が財産を所有することを禁じ、1921年に成立した土地法は、外国人の土地購入を禁止した。実際には、アメリカ市民から非合法に土地を購入していた日本人も相当数いたが、この方法で土地を購入していた一世たちは、1921年の法律が施行される直前、急いでアメリカ市民である二世の子供たちに土地名義を変更しようとした(そうした事例が同州では少なくとも382軒あったという)。こうすれば日本人は、二世市民の「後見人」として土地を管理することができたのだが、1923年にはこの方法も土地法の改正により禁止されてしまい、日本人農家は土地を維持することができなくなった³³⁾。さらに、日本人の住まいを

32) 前掲 16), 512 頁。

33) 実際の土地法の適用は、その土地の検察官あるいは日本人排斥の情勢によりまちまちだったようだ。シアトルのあるキング郡では1920年代に土地法の適用を受けて、違法に購入していた土地が没収になる事例も複数あった: ヤキマ日本人会『ヤキマ平原日本人史』(ヤキマ日本人会, 1935年), 162~65頁。しかし大半の日本人農家は、さまざまな方法で経営を続けた。たとえば、アメリカ市民が名義上の地主となり、日本人はその土地での被雇用者(監督・経営者・労働者など)の身分で耕作を続けたり、あるいは秘密にアメリカ市民から借地し、栽培した農産物を仲買商や特定の会社に売るなどして小規模農業を続けた: 前掲 33), 217, 242頁; 前掲 4), 216頁。

考える上で重要なことは、1921年の法律改正時に、外国人による3年以内の短期借地も禁じられてしまったことである³⁴⁾。それ以降、日本人は雇われ経営者や労働者の身分でなんとか農業を続けることはできたが、土地は自分のものにならず、同じ土地に長く住める保証はなかった。こうした状況では、資金があっても住居を購入する意欲はわからない。上記のテント・ハウスは、土地のリース期間が切れるごとに、家ごと馬やトラックで引いて移動したという。

当時の土地法と日本人の住まいの関係を示す記述が、1935年に日本人会が編纂した『ヤキマ平原日本人史』にある。同著によれば、ヤキマ溪谷は1921・23年の法改正により「最も打撃を受けた」土地で、日本人は自分の名義はもちろんのこと、二世の名義でも借地ができなくなり、大半の農家は先住民の所有する土地で、雇人として3年以内の労働契約を結び農作物を栽培した。しかし「借地人の建設した住家は、契約満了に際して、地主の所属に帰すべきこと」が契約で決まっており、「同地方に於ける邦人農業者の大部分は、常に転々として耕地を随所に求め、住家も仮建のもの」だったそう³⁵⁾。1924年以前に一世がヤキマ溪谷で借地していた土地面積は13,000エーカーあったが、1930年には3,500エーカーまで減り、農業をやめる人も少なくなかったという³⁶⁾。このように、戦前期のワシントン州で日本人農家が自分の土地と住まいを得ることはきわめて難しかった。

4. カリフォルニア州の農家と住まい

カリフォルニアの場合はどうだったのか。ユージ・イチオカが記したように、出稼ぎが中心の1890年代～1900年代初頭、日本人の労働者はいわゆる「人夫請

34) 前年の1920年にカリフォルニアで土地法が改正され、外国人による3年以内のリースが禁じられ、ワシントン州政府がそれに倣って翌1921年に同様の法律を成立させた：“Alien Land Laws” DA, https://encyclopedia.densho.org/Alien_land_laws/, 2021年12月4日閲覧。

35) 前掲33), 242頁。

36) 前掲33), 113～14頁。

負制度」の下、ボスに率いられて各地の農場を移動しながら労働に従事した。彼らは「ブランケ担ぎ」と呼ばれ、毛布（ブランケット）を担いで移動した。彼らの住環境は一般的に劣悪で、1900年にフレズノの農場を訪れた『新世界』記者はこう記している：「彼のキャンプなるものは全く犬豚の檻にも劣り到底人間として睡臥せあらるべき処のものにあらず雨露の漏下は勿論にして夜間は賊風は四方より侵入し本邦に於ける橋下の丐児に於て之を視べきも如何なる水呑み百姓と雖も斯る不愉快不潔の場処に其身を横ゆる者無るべし之れがため疫病に陥り屈強の労働者忽ち鬼籍に入る者続々たる其大分部〔ママ〕は全く之に原因するもの断し得べし」とある³⁷⁾。不衛生な生活環境で病気になる人も出た。1903年に書かれた『渡米成業の手引き』によれば、カリフォルニアの労働キャンプでは「皆な菓園の傍にある農業小屋で数十人の同胞枕を並べて寝るのである。これをキャンプと称する。此等のキャンプは中に善く出来たものもあるが、又た随分憐れげなものもある。殊に多くは寝台もなく、土間の上に藁や草枯〔ママ〕を敷き込んで、之れへ夜具を布ひて寝るのである」³⁸⁾。雇い主から提供される家屋は粗末で、寝起きに必要な調度も整っていなかったようだ³⁹⁾。

一方、サクラメント渓谷地域では、20世紀初頭に自営的な農業を始める日本人も徐々に現れた。ふたたび『成業の手引き』（1903年）によれば、当時日本人が農業を始める場合、借地または土地を購入したあと、まず自分たちで住居を建てたという：

次には家を建つるとであるが、これは亦た非常に容易なもので、只だ材木屋へ行て、是れ是れの大きさの家が建てたいのだから、其見積を為して、

37) 『新世界』1900年10月17日、前掲20)、93頁で引用。

38) 吉村大次郎『渡米成業の手引き』（岡島書店、1903年）、120頁。吉村は在米日本人会の元理事で、本書では、北米西部各地の日本人の生活状態および渡航方法、生活に際するアドバイスなどについて記述している：前掲38)、32～35頁。農業については、「以上は主としてカリフォルニア州の実況からしてはなしたのであるが、先づ之を以て太平洋岸各地の農業を代表したものと見られて間違は無い」とあるので、主にカリフォルニアにおける現状を描写していると思われる：前掲38)、54～55頁。

39) 前掲38)、122頁。

図4. カリフォルニア州サクラメント付近の日本人農業労働者の住居（1905年頃）



[出典] “[Housing for Japanese farm laborers near Sacramento, California], Photographs of Agricultural Laborers in California circa 1906-1911,” BANC PIC 1905.02671-PIC, The Bancroft Library, University of California, Berkeley.

一切の品を揃へて呉れへと言へば、先方では屋根板から釘までも揃へて、必要なる寸法の材木を送つて寄越すから、夫れを以て素人細工にポンポン釘で打ち附ければ、自然に西洋風の木材家屋が出来るので、大工も何も要つたものでない、日本人は皆自分で家をこしらへて居る、手間代も自分のものとして、材木代に金の百五十弗も拂へば、立派な四間取りの家を建築することが出来、参拾弗も出せば納屋を建てる事が出来る、而も材木は皆な立派な亜米利加杉で、節杯は決して無く、其奇麗なことは恰かも日本の杉柁の如く実に善い木質で而かも日本の家屋建築に比しては甚だ割が安いのである⁴⁰⁾。

この記述によれば、材木店には建築用の規格化された資材が売られており、建てる際も特別な技術や知識を必要としなかったようだ。費用は材木代が150ドルとあるが、前述のワシントン州の農村で小屋を建てた夏原家の場合は100ドルだったので、だいたい同じ程度だったと思われる。100～150ドルでひとまず住む家屋を得ることができたのだ。

40) 前掲 38), 47～48 頁。

しかし日本人指導者たちの間では、こうした農場の生活状態を問題視し、改善を求める声もあった。たとえば1909年1月の『桜府日報』には、現地の日本人会がサクラメント市の衛生局と連携し、労働キャンプにおける衛生状態改善のためごみ処理法などを解説するパンフレットを配布したという記事がある⁴¹⁾。1914年1月には、カリフォルニア州移民課理事パーカー（Carleton H. Parker）が在米日本人会を訪れ、農場労働者の居住環境改善を求める講演を行ったという⁴²⁾。これについて『日米新聞』は論説を一面に掲載した：

平素地方を巡視して、同法の居住キャンプの如何にも不潔、不整頓なるに注意を惹きたるが故ならずんばならず。然り而してパーカー博士の意見を一言に縮むれば『其居住家屋を改善し小作人労働者を収容するに動物扱ひを為すこと勿れ』と云ふことに帰す……地方によりては今尚ほパーカー博士の曰はれたる如く人間の住居とも思はれざる非衛生的なる家屋に、動物の如く起居し居るとも決して否定しべからざる事実也⁴³⁾。

さらに同新聞は、労働者の「動物的生活」は「日本国民の体面に泥を塗るもの」かつ「恥辱の骨頂」であり、「之れが排斥者に口実を与へ、親日者の同情を失する大原因ともなる」ので、同胞に生活環境の改善を強く呼びかけている⁴⁴⁾。日本人は「同化できない」という白人の思い込みを打破するために、住環境が重視されていたことは注目に値する。

1910年代は、日本人農業が発展していた時期でもある。カリフォルニア州で

41) 『桜府日報』1909年1月21日、桑井輝子『外国人をめぐる社会史：近代アメリカと日本人移民』（雄山閣、1995年）、141頁で引用。

42) ①「居住家屋の齋善」『日米新聞』1914年1月28日、1頁。パーカーはカリフォルニア大学の助教を勤めながら、1913年11月にカリフォルニア州の移民・住居課の理事（Executive Secretary of the California State Immigration and Housing Commission）となり、同州のホップ農場労働者の居住状態を調べた。その調査にもとづいた論文は1915年に出版されている：②Carleton H. Parker, “The California Causal and His Revolt,” *Quarterly Journal of Economics* 30, no. 1 (1915), 110-26.

43) 前掲42)-①。

44) 前掲42)-①。

は1913年に土地法が成立し、外国人の土地購入は違法になったが、日本人は子供の名義で土地を購入、または借地農業を続けるなどして、日本人の耕作面積は実質的に増えた。ただし、彼らの住環境も改善したかという点、当時の記述のいくつかによれば、そうでもなかったようだ。たとえば1920年、ロサンゼルス郡の農業地域を視察した大学院生バーンナイトは、日本人の生活についてこう記している：「10エーカーから40エーカーの広さを持ち、どこからみても繁栄しているように見える豊かな農場に出くわして奇妙に思えるのは、農場の片すみに掘っ立て小屋が群がり、それらが農民の住宅、納屋、馬小屋をなしていることである。納屋の中やまた住宅のそばには高価な自動車があることもしばしばあり、これは経営者の経済水準を示すものである」。さらに彼は、同年にロサンゼルス郡の建物を調査した検査官の記述を紹介する：「10年前には日本人の掘っ立て小屋には一部屋しかなく、床は土間であり、部屋の中央に設けられた粗末な石造りのかまどで料理が行われ、それには煙突もなかった。また、部屋の一方の側に全体にわたって低い棚状のものが作られ、それが家族全員のためのベッドであった。今日、状況は随分よくなっている。間仕切りによって寝室は居間とわかれており、床も板張りになり、家具も利用されはじめている」。1919年には、水洗便所の設置を義務付ける条例が公布されたが、これに従う日本人はなく、逮捕者も出たという⁴⁵⁾。このように、日本人農家の住居は「掘っ立て小屋」と称されているが、部屋が区分けされ、家具などの調度も整いつつあったことがわかる。

バーンナイトは、日本人の住まいが簡素なままである要因として、日本人が土地を所有できない事実を挙げている⁴⁶⁾。1913年のカリフォルニア州土地法で

45) ①Ralph F. Burnight, *The Japanese Problem in the Agricultural Districts of Los Angeles*, M.A. Thesis, Department of Sociology, University of Southern California (1920), 30-31.

引用箇所は、矢ヶ崎典隆氏による和訳を利用した：②矢ヶ崎典隆「南カリフォルニアにおける日本人移民農業の展開」『横浜国立大学人文紀要』37巻（1991）、15～16頁。

46) 「この低い生活水準の要因は、日本人が土地を所有することができず、それが理由でわれわれの水準の住居を建てる経済的余裕がないことである」とバーンナイトは記述している：前掲45)-①、65。

は、帰化権を持たない外国人の土地購入が禁じられことに加えて、長期の借地（リース）も禁じられた。リースが切れたら、更新できる保証もないので、住居に投資する理由はない⁴⁷⁾。同様の見解が、日本人に理解のあるウォーターハウス牧師（P. B. Waterhouse）の発言にも見られる。1920年、日本人移民に反対する議員を中心に結成された連邦下院調査委員会で、同牧師はカリフォルニアにおける日本人の生活状態について説明した：「(日本人が) 良い家を建てず住環境を改善できない重要な理由がある、それは彼らが3年毎に移動しなくてはならないからだ。3年の法律が、農家が家を建ててを妨げているのだ。」ただし、「土地を所有する日本人は良い家を建て、衛生状況も良い」とつけ加えている⁴⁸⁾。このように、土地を所有できた場合は、「良い家」を購入あるいは建築することもあったようだ。

20世紀初頭の西海岸では、一般的な住居といえば1～1.5階建てのバンガロー（bungalow）家屋であり⁴⁹⁾、そうした住居に住む日本人もいた。たとえば

47) 同州のウォルナット・グローブでは、日本人が会社に雇われ、会社の土地で耕作し、収穫の一定の割合を得る、「クロッピング」という契約もあった。この場合、日本人は必要な労働者を提供し、会社は農業用具と住まいを日本人たち提供した：Eiichiro Azuma, “Japanese Immigrant Farmers and California Alien Land Laws: A Study of the Walnut Grove Japanese Community,” *California History* 73, no. 1 (1994): 21-22.

48) Committee on Immigration and Naturalization, House of Representatives, *Japanese Immigration: Hearings before the Committee on Immigration and Naturalization* (Washington D.C.: Government Printing Office, 1921), 981.

49) アメリカでは19世紀後半に全国規模で鉄道網が拡張し、製材された木材の輸送が広範囲で可能になった。それにより、それまで現地地で得られる材料（丸太やソッド）だけで建てられていた民家に代わり、木製の民家が普及した。また20世紀初頭の西海岸部では、建築業界における「アーツ・アンド・クラフト運動」（Arts and Crafts Movement）の影響により、民家の標準的な型が、傾斜のきつい屋根を持つ（かつ複雑な装飾が施された）ヴィクトリア朝型から、傾斜のゆるい屋根を持つ1～1.5階建てのバンガロー型へ変わっていった。バンガロー型の家屋は、長方形で屋根が切妻（中央線から左右にふき下ろす）型のもの、あるいは正方形で屋根が寄棟（4方向に傾斜する）型のものであり、しばしばポーチ（屋根のある出入口部分）がついていた：①Virginia Savage McAlester, *A Field Guide to American Houses: The Definitive Guide to Identifying and Understanding America's Domestic Architecture* (New York: Knopf, 2013 [1984]), Kindle, Location No. 2600-2606 (“The nature of American folk...nearest rail service.”); ②Janet D. Ore, *The Seattle Bungalow: People and Houses, 1900-1940* (Seattle: University of Washington Press, 2006), 10-11.

1939年に撮影されたノブタロウ・フジタ氏の住居写真がある（図5）。センサス記録によれば、1910年当時、フジタ氏はカリフォルニア州チコ市に居住し、職業は「レストラン経営者」、住居は「賃貸」（“R”=Rent）だった⁵⁰⁾。しかし1920年の調査時には同州グレン郡に移住しており、職業は「農家、米農園」（Farmer, Rice Ranch）とある⁵¹⁾。当時の家屋の所有権は「不明」だが、1930年の記録では、家屋は「所有」（“O”=Owned）、資産価値は「（\$）4,000」とある⁵²⁾。これらの記録から推察すると、フジタ氏は1910年代に都市部を離れて稲作を始め、この家を購入あるいは建築したということになる。前述のように、カリフォルニア州の土地法では、1913年以前であれば外国人のフジタ氏も土地を購入することができたし、1920年以前であれば子供の名義で購入することも可能だった。彼と家族が4,000ドル相当の家に住めたのは、ウォーターハウス牧師が述べたように、土地をフジタ氏か子供が所有していたからではないだろうか⁵³⁾。いずれにせよ、1920年代の日本人の住環境を考える上で、それ以前に土地を入手していたかどうかということは、分析の重要なポイントになる。

50) “Nobutaro Fujita,” 1910, FM.

51) “Nobutaro Fujita [sic],” 1920, FM.

52) “Nobutaro Fujita,” 1930, FM.

53) 当時の住宅カタログを見ると、20世紀初頭のDIY住宅の価格はおよそ1,000～2,000ドル前後だったようだ。最も普及していたDIY住宅カタログの一つ、Sears社の*Honor Bilt Modern Homes*（Chicago: Sears, Roebuck & Co., 1921）に掲載されている1～1.5階建てバンガロー型家屋は、以下のような価格帯である：4部屋（バス付）が\$1,123（p.23）、5部屋（バス・ポーチ付）が\$1,320（p.24）、4部屋（ポーチ付）が\$710、4部屋（バス付）が\$1,412（p.42）、4部屋（ポーチ付）が\$932、5部屋（バス付）が\$1,797、5部屋（バス・ポーチ付）が\$1,418（p.57）。さらに、1909年の*Pacific Monthly*誌の広告欄には、ロサンゼルス社のE. W. Stillwell社の6部屋バンガローは「\$1,150～1,300」、シアトルの建築士Thomas L. Westによる6部屋バンガローは「\$2,000～2,200」とある：*Pacific Monthly*, vol. 22, issue 3（1909）, Advertising Section。もちろんより高価な家もあり、たとえば1906年の住宅雑誌*American Homes and Gardens*には「（カリフォルニアで）良質に建てられた5～8部屋のバンガロー住宅は2,000～6,000ドルの費用がかかる」という記述がある：*Nunn & Company, Publishers, American Homes and Gardens*, vol. 2（Mar. 1906）: 386。これらの価格帯から推察すると、フジタ家が居住していた家屋は、当時としては普通かそれ以上の質のものだったと言えるだろう。

図5. ノブタロウ・フジタ氏の住居（1939年）



[出典] “‘Fujita’s Home Dec. 25, 1939’ and ‘-At Home-,’” Courtesy of Kanzaki Family Collection, Densho Archives, <https://ddr.densho.org/>, 2021年12月1日閲覧。

1930年時点での日本人の住居家屋所有率については、カリフォルニア州で行われた社会学者ストロングによる調査がくわしい。調査対象は、ロサンゼルスとサンフランシスコを含む6つの郡に住む日本人移民（一世）と二世9,690人（実際の人口の10%）である。これによると、一世で住居家屋を所有する人の割合は18%にすぎない（表1）。

詳しくみると、家屋所有率は都市部8%・農村部35%と、農村の方が高い。ただし、所有家屋の平均価格は、都市部では\$9,112（中央値\$6,000）、農村部では\$1,682（中央値\$500）とかなりの開きがある。農村部で家屋所有率が高い理由として、ストロングはこう説明している：「農家の多くは一ヶ所からほかの場所へ移動させる家屋を所有している。それらの価値は\$100~500である。農村部居住者が所有する家屋の値段が低く、都市部よりも家屋所有率が4倍も高いのは、これらの非常に安い家屋が理由である」。また別表によると、農地を所有する一世は全体の10~11%、農業に従事する一世で「経営者」は14%のみである（「賃貸」36%・その他の雇人50%）。つまり、農家の大半は小

表 1. 日本人移民（一世）の家屋所有率（1930年）

年齢層	男性						女性	
	都市部		農村部		合計		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%
21-27	0	0	6	22	6	9	0	0
28-34	3	2	19	24	27	10	4	25
35-41	7	6	21	29	35	14	7	22
42-48	21	8	80	42	120	22	1	7
49-55	22	13	66	41	99	23	2	11
56-62	10	18	20	30	32	21	3	38
63-69	0	0	2	17	2	7	—	—
70up	1	50	2	67	3	60	—	—
合計	64	8	216	35	324	18	17	18
対象数	781		615		1,763		93	

[出典] Edward K. Strong, *Japanese in California* (Stanford: Stanford University Press, 1933), 133.

[注] 男性の「合計」部分は「都市部」と「農村部」の合計になっていないので、地域区分が不明で家屋を所有している人のデータも算入されている可能性があることを付記しておく。

作や借地農で、彼らは一つの土地に長く住めないのも、廉価な移動式家屋を持つ人も多かったようだ⁵⁴⁾。

500ドル以下の移動式家屋とはどのようなものだったのか。1924年生まれの日系人作家ワカコ・ヤマウチは、カリフォルニア州インペリアル溪谷地域の農家で幼少期を過ごし、彼女の家族も土地のリースが切れるたびに住居ごと引っ越していたという：

毎年か2年くらいごとに、リースが切れると引っ越して、（そこに住む）それぞれの（日系人の）家はトラックで運べるくらいの大きさのものでした。地面からトラックに2つのスライドするグリッド（格子状の台）があって、近所の人たちが来て、みんなでその家を押すのです、その小屋

54) Edward K. Strong, *Japanese in California* (Stanford: Stanford University Press, 1933), 132-133.

(だけ)トラック(荷台式トレーラ?)にぴったりはまるように。そうやって私たちは次の場所に移っていくのでした⁵⁵⁾。

ふたたびストロングの調査によれば、これらの500ドル以下の廉価な家を除けば、農村の家屋所有率は16%となり、それでも都市部(8%)の2倍である。家屋所有率がより農村部で高かったのは、カリフォルニア州の日本人の場合、農業を通じて定住生活に入った人が多く、1910年代までに経済的に安定した家庭生活を送っていたからではないだろうか。もう一つの理由は、同州では1920年以前、日本人は何らかの方法で農地を購入できたということもあるだろう。ただし一世全体として見れば、1930年時点の農村部では、大半が家屋を所有しておらず、借家または移動式の小屋に住んでいたようだ⁵⁶⁾。このように、土地法は日本人の農業のあり方だけでなく、彼らの住環境をも規定したのである。

5. 都市部における日本人の住環境

前述のとおり、カリフォルニア州では1913年以前、外国人が土地を買うことは禁じられておらず、都市部では家屋を購入する日本人も現れた。しかし、日本人が白人の住む地域で家を買うと、しばしば地元住民による反対運動が起きた。ジャガイモ栽培で財を成した「ポテト王」・牛島謹爾は1909年、カリフォルニア州バークレーの裕福な白人居住地区に土地と家屋を購入した。家屋の写真を見ると⁵⁷⁾、20世紀初頭に大衆の間で普及したバンガロー型住宅でなく、それ以前に中上流階級の人々の住居でよく見られた背の高いヴィクトリア朝型(Victorian)の邸宅である⁵⁸⁾。 *San Francisco Call* 誌によれば、このヒルサイド

55) Wakako Yamauchi Interview, July 8, 2009, Segment 8, DA.

56) 前掲 54), 133-36.

57) Toshio Yoshimura, *George Shima: Potato King and Lover of Chinese Classics* (Fukushima: Taiseido, 1981), ii.

58) ヴィクトリア朝スタイルの家屋については、前掲 49)-①, “Victorian Houses (1860-1900),” Kindle, Location No. 5041-6207 (“The long reign...fashionable eclectic styles”).

地区 (Hill Side) は「パークレーのエリート」が住む地域で、牛島がこの「美しい家」を買おうと、「(地元の団体による) 抗議につぐ抗議が行われ、その終わりは見えない」状態だったという。牛島の居住に反対する白人住民の一人は「町の最良の地域に(日本人が) 存在することは決して許容できるものではない」とコメントした⁵⁹⁾。

子供の名義で土地家屋を購入したジュウキチ・ハラダ氏もその一人だ。ハラダ夫妻は、1900年代初頭に渡米し、カリフォルニア州リバーサイドで下宿屋とレストランを経営した。当初は下宿屋の二階に住んでいたが、1913年にジフテリアで長男を失い、1915年には娘が学校に通い出し、新たな子供も生まれ、より衛生的で広い住居を求め、静かな住宅地に6部屋付きの家を子供3名の名義で購入した。しかし、これに反対する白人住民が運動を起こし、ハラダ氏に対して立退きを要求した。1916年には、カリフォルニア州政府が、子供の名前で土地と家屋を購入したハラダ氏に対して外国人土地法違反で告発した。しかし、当時の州法は外国人が子供の名前で土地を買うことを禁じていないので、1918年の判決ではハラダ氏の勝訴となり、一家はそこに居住し続けることができた⁶⁰⁾。この家は、もともと1880年代に建てられた「ソルト・ボックス」(salt-box) 型(屋根の後ろがゆるく傾斜している) 1階建て家屋だったが、1916年にハラダ氏が2階部分を増築した。国立公園局 (National Park Service) の記録によると、ハラダ家は「木造の羽目板の外壁とシングル材(こけら板)の屋根を持つ2階建て」で、「ポーチを支える重い柱以外は目立った建築上のデザイン・モチーフは見られない機能的な家」である(図6)⁶¹⁾。ハラダ家は、1942年までこの家に住み続け、強制収容中は親しい白人の友人が代わりに居住した。

59) “Japanese Arouses Berkeley Society,” *San Francisco Call*, March 9, 1909, 8. この事件については以下も参照: Roger Daniels, *The Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion* (Berkeley: University of California Press, 1977), 10.

60) ハラダ氏の裁判と関連事項については、Mark Howland Rawitsch, *Japanese American Pioneers in a Southern California Neighborhood* (Riverside, Department of History, University of California, 1983); 藤岡紫朗『歩みの跡: 北米大陸日本人開拓物語』(歩みの跡刊行後援会, 1957年), 579-80頁。

図6. ジュウキチ・ハラダ氏の住宅（2009年）



[出典] “Harada House, Riverside Cultural Heritage Board Landmark #23 and National Historic Landmark,” 2009, public domain photo by Mission-Inn.Jim, <https://www.nps.gov/places/harada-house.htm>, 2021年12月3日閲覧。ハラダ氏の娘スミ氏によれば、家の内部には「大きな鏡付きの木製ドレッサー、彫刻の付いた鉄製ベッド、綿のマットレスと寝具、キッチン用具に鍋とパン、大小の木製机、ダイニング・ルームにはヴィクトリア朝のサイドテーブル、いす、本、おもちゃ、衣服、その他の家具」があったという：Mark Howland Rawitsch, *The House on Lemon Street Japanese Pioneers and the American Dream* (Boulder: University Press of Colorado, 2012), Chap.7, Kindle, Location No.2216-2221 (“Wooden dressers...household effects”).

戦後はハラダ氏の娘（スミ氏）が居住・管理していたが、現在は「国定歴史建造物」に指定されている⁶²⁾。

1920年代にはいと、都市部では日本人の「住宅難」が伝えられるようにな

61) United States Department of the Interior, National Park Service, “NFS Form 10-900, OMB No. 1024-0018, Harada House,” 3, National Register of Historic Places, https://npgallery.nps.gov/NRHP/GetAsset/NHLS/77000325_text, 2021年11月11日閲覧。

62) “Home Tells Tales of Family’s Dream,” *Los Angeles Times*, September 4, 2007, <https://www.latimes.com/archives/la-xpm-2007-sep-04-me-harada4-story.html>, 2021年12月4日閲覧。

る。1924年3月の『日米新聞』記事によれば、サンフランシスコでは日本人が賃貸できる住宅が少なく、「四、五十弗前後といふやうな同胞の経済力に相当した程度のもになると（見つけるのが）甚だ困難」だった。部屋があっても「レントは非常に高く」、「碌々手入れもせずに家主は法外な利益を貪るのが多い」という状況だった。そこで同新聞は、日本人同士で組合を作って貯蓄し、「^{はく}適当の地を卜し、長期払込みで土地を購入し、建築会社と契約して適当の住宅を建築させ、家賃のやうにして払込むことにするのも宜しい」と提案している⁶³。これはいわゆる「不動産リース」というもので、会社が土地を購入あるいは土地主からリースして住居家屋を建築し、それを日本人に賃貸することを指していると思われる。たしかに、白人の住む地域に日本人が1軒を借りるよりも、複数の日本人が1か所で家屋を借りる方が現地住民の反対はおこりにくいので、これは有効な方法である。また、このころ（1920年代初頭）は二世の出生数がピークを迎え、増えていく家族のために広く衛生的な住まいが日本人の間で求められるようになった時期でもある。

ただし、都市部で日本人街以外の地区に家を見つけることは簡単ではなかった。『日米新聞』が提案したように、不動産リースのようなかたちで日本人に賃貸する目的で家屋を建築する会社も実際にあり、たとえば1921年、ロサンゼルスローズ・ヒル地区（Rose Hill）では、地元の建設会社が日本人向け家屋住居を25エーカーの土地に建てる計画を発表した。まもなく20件の契約が成立したが、現地の住民による反対運動も同時に起きた⁶⁴。ローズ・ヒルは、1900年ごろから建築会社が区画の切り売りを始めた地区で、もともと低所得者が多く住む地区だった。1910年代ごろに、東欧・南欧出身の移民やメキシコ人、そ

63) 同新聞は、「(都市部に住む日本人の)基礎ある発展は住む土地、営業の家が自分のものだといふのでなければ遂げられぬ」と述べ、日本人の発展には土地家屋の所有が重要であると結んでいる：「各都市邦人の住宅難」『日米新聞』1924年3月2日、1頁。ただ、1927年には、中流白人が郊外に家を買うようになり、邦人に家屋を賃貸し始める家主がいるとの記事もあり、20年代後半になると状況は良くなった可能性もある：「頑固な米人家主も邦人に家屋を開放」『日米新聞』1927年5月13日、2頁。

64) 「羅府郊外の同胞建築家屋」『日米新聞』1921年12月15日、3頁。

して日本人も移り住むようになった。しかし1919年、「エレクトリック・インプループメント協会」という団体が組織され、日本人を立ち退かせる運動を始め、家主に対して日本人の立退きを促したり、日本人の住む家屋に爆弾を仕掛けたり、放火する事件が起きた⁶⁵⁾。市内のローズ・ヒルやハリウッドなどの地区でも、家を借りる日本人に対する運動が起きた⁶⁶⁾。歴史学者モデルの調べでは、1919年～26年の時期、ロサンゼルスでは日本人による白人住宅地域への「侵入」に対して計19回の暴動が起きたという⁶⁷⁾。

1920年代、都市部に住む日本人の間で家屋所有率が低く賃借が大半だった理由には、日本人の土地所有や借地に関する法律上の複雑な問題があった。1911年に日米政府の間で結ばれた日米通商航海条約では、日本人がアメリカで「卸売又ハ小売商業ニ従事シ家屋、製造所、倉庫及店舗ヲ所有又ハ賃借」することや「住居及商業ノ目的ノ為土地ヲ賃借」することは、アメリカ市民と同様に認められていた⁶⁸⁾。つまり、都市部で小規模ビジネスに従事する日本人が、土地を購入し家屋を建てることは条約の上では可能だった。しかし、カリフォルニア州の土地法（1913年）は、外国人が農業目的の土地購入や長期借地を禁じており⁶⁹⁾、改正法（1920年）は、短期間の借地も禁止した。このように、国際条約と州法で齟齬が生じていたのだが、日本人の借地権については、国際条約ではなく州法が順守される、という連邦最高裁判所判決が1923年に出た⁷⁰⁾。したがって、都市部に住む日本人が国際条約の規定にもとづいて土地を購入または

65) 前掲 1)–③, Chap.2, Kindle, Location No. 648–659 (“Builders subdivided...Japanese-owned homes as well”).

66) 前掲 1)–③, Chap.2, Kindle, Location No. 675–712 (“L.A.’s city council...live anywhere in California”); John Modell, *The Economics and Politics of Racial Accommodation: The Japanese of Los Angeles, 1900–1942* (Urbana: University of Illinois Press, 1977), 60–62.

67) 前掲 66), 56. 1929年には、ロサンゼルスホバード街（ピコ街通り）に日本人が家屋を賃貸する契約を結び、家具を搬入し始めたところ、ガソリンで放火されたという事件も起きた：『日米新聞』1929年11月28日、3頁。

68) 条文文言の旧仮名づかいは現代仮名づかいに改めた：清水書店、『国際法諸条規大全』（清水書店、1912年）、191～92頁。

69) Kiyoshi Uono, “The Factors Affecting the Geographical Aggregation and Dispersion,” M.A. thesis, Department of Sociology, University of Southern California, 1927, 65–66.

長期の借地をし、家屋を建築することは不可能ではなかったが、州法で摘発された場合、裁判で負ける可能性が高い。実際には、こうしたリスクを回避するため、土地家屋の購入をあきらめ、アメリカ人から家屋を借りて月々の家賃を納めるというかたちをとった日本人が大半だった⁷⁰⁾。

1920年代に都市部で住宅問題が起きたのは、農村部で日本人が土地を維持することがむずかしくなっていたことも一因である。カリフォルニア州では1920年に土地法が改正され、日本人は子供の名義で土地を購入することが禁じられ、さらに以前は可能だった3年以下の借地も禁じられた⁷²⁾。そこで日本人農家は、アメリカ市民に名義上の土地借主になってもらい、自らは被雇用者（「支配人」や「監督」など）として農業を続けたが、土地は自分のものにならないので、家屋を所有する人の割合も低かった⁷³⁾。1924年の『日米新聞』記事は、農村の苦境と都市部の借家難を結びつけて当時の様子をこう説明する：

地方の農園は土地法の結果見切りをつけねばならぬ人も生ずるであらう。

今日既に農園を去つて都会に転住した人も多少ある。明年度から州内各郡

70) この判決では、土地の借地権に関しては州法が国際条約に優先するとされ、帰化権を有さない外国人（日本人を指す）は土地の購入だけでなく借地も認めないとされた：“Butler, Pierce, and Supreme Court of The United States,” *U.S. Reports : Porterfield v. Webb*, 263 U.S. 225. 1923. *Periodical*, <https://www.loc.gov/item/usrep263225/>, 2021年12月4日閲覧。すでに1916年1月の時点で在米日本人会は、サンフランシスコ市内に日本人が土地家屋を持つことは「見込み無し」と解釈していた。理由は、日米通商条約で居住用の土地賃貸は認められても、州の土地法は外国人に対し土地の購入や3年以上の借地を禁じているからである：「商業区域内に土地家屋を持ちうるか」『日米新聞』1916年6月23日、3頁。

71) 歴史家のブルックスによれば、戦前のロサンゼルスでは「日本人側も白人側も、裁判に負けるのを恐れて、あえてこの点（日本人が土地・家屋を購入できるか）について訴訟で争うことはしなかった」という：前掲1)-③, Chap.2, Location No. 775-776 (“Neither Japanese...feared losing.”). さらにブルックスによれば、1940年、日本人が住民の大半を占めるロサンゼルスの住宅区域では、日本人の家屋所有率は12%だったそうなので、たしかに日本人は土地家屋を購入せず、賃貸を選ぶ傾向があったと言えるだろう：前掲1)-③, Chap.2, Location No. 864-866 (“numerous Issei...vague Alien land Act”).

72) 前掲34)。

の検事が、嚴重に土地法を励行するやうになれば、勢ひ日本人も都市に集中するの傾向を帯びて来るであらうが、其場合借家難は一層激烈になることを予期せねばならぬ⁷⁴⁾。

カリフォルニア州では1930年までに、日本人の43%が人口25,000人以上の都市に住むようになっていた⁷⁵⁾。特にロサンゼルスでは日本人人口の増加が顕著で、小規模経営者の割合が増加していた⁷⁶⁾。しかし、前述のように市の中心部は家賃が高く、住宅地では日本人が家を見つけるのは難しかったので、都市部の日本人には住居難の時代だった⁷⁷⁾。

73) 経済学者のヒッグスによれば、これへの対応法はいくつかあった。たとえば、一世名義の農地を二世の名義に移す、あるいはアメリカ人に名義上の土地借主になってもらい日本人は「支配人」や「監督」という名義で実際の労働を日本人がやる、という方法である：Robert Higgs, “Landless by Law: Japanese Immigrants in California Agriculture to 1941,” *Journal of Economic History* 38, no. 1 (1978): 219–20. しかし、歴史家のイチオカによると、名義上の土地主が高額な仲介手数料を要求することもあり、信用で成り立つ口頭契約にはリスクがあった。土地主と農業者の間に会社が入り、会社が運営する土地を借りて農業をする方法が「もっとも安全な方法」だったという。1930年代になると、二世が成人になり、彼らが土地主や借り主になれるので、安定した経営が見込めるようになった：前掲 20), 262–66 頁。

74) 「各都市邦人の住宅難」『日米新聞』1924年3月2日、1頁。

75) Robert A. Wilson and Bill Hosokawa, *East to America: A History of the Japanese in the United States* (New York: William Morrow and Company, 1980), 65.

76) 経済学者のスズキによれば1920年、アメリカ合衆国に住む日本人の間で「農家」(farmers)は全体の11%、「経営者」(business)は7%、1930年には農家が13%、経営者が12%だった：Suzuki Masao, “Success Story? Japanese Immigrant Economic Achievement and Return Migration, 1920–1930,” *Journal of Economic History* 55, no. 4 (1995): 891. つまり、1920年までに資本を得た農家が、20年代のどこかで都市部に移住し、小規模ビジネスを始めるパターンが増えた可能性が高い。カリフォルニア州の都市を含む郡(urban counties)では、1910年から1920年の時期に日本人口が大きく増加している：Los Angeles が^s 19,911→35,390 (78% up)；San Francisco が^s 5,358→6,250 (17% up)；Sacramento が^s 5,800→8,114 (40% up)；Alameda (Berkeley, Oakland) が^s 5,221→5,715 (9.5% up)：前掲 54), 37.

6. 1930年代の住宅事情

1930年代になっても、日本人は住居探しであいかわらず苦勞した。その要因として、都市部では「ゾーニング」(人種差別的な区分け)が行われていたことがある。日系人作家モニカ・ソネは、幼少期から青年期、父が経営するシアトルの労働者向けホテルの部屋で父・母・兄・妹と暮らしていた⁷⁷⁾。1930年代のある夏休み、一家が市内のアルカイ・ビーチ (Alki Beach) 付近でコテージを借りようとしたところ、白人の家主はだれも貸してくれなかった。ある人ははっきりと「私たちはこの辺りにジャップがいてほしくないのよ」と言った。近所の知り合いから聞いて初めて、その地区には制限があり、アジア人が家を賃貸することはできないということを知ったという⁷⁹⁾。戦前のシアトルでは、アルカイを含むいくつもの地区で、アジア人には土地を売らないことが、白人間で土地を売り買いする際に交わす不動産権利証書に明記されていた⁸⁰⁾。日本人街からほど近いアルカイ・ビーチもその1つだった⁸¹⁾。モニカが生活していた市の中心部は「どや街」(Skid Road) と呼ばれ、白人労働者や日本人などのマイノリティが住んでいた。そこで生活しているかぎりは「東洋人であることは

77) 1928年には、サンフランシスコで日本人土地家屋所有者の会が設立され、「土着永住の精神を鼓吹し、会員各自の経済的ならびに社会的地位を高める」ことがめざされた。同年3月、「第一世の永住と第二世の将来は土地家屋を所有するのが第一地に親しむ要件であるという点にある」という意識にもとづき、土地家屋所有率の調査が行われた：『日米新聞』1928年3月12日、3頁。同団体の調査によると、邦人の支払う家賃の総額は20,000ドルにのぼっていたという「土地家屋所有者の団体設立を決議」『日米新聞』1928年6月19日、3頁。この団体の詳細に関しては以下日付の『日米新聞』記事を参照：1927年12月11日、3頁；1928年4月21日、3頁；1928年6月17日、1頁；1928年6月29日、3頁；1928年7月4日、2頁；1928年7月5日、1頁。

78) センサス記録によれば、ホテルの建物は賃貸で、住居用の部屋については月35ドルの家賃を払っていた：“Kazuko Seizo,” 1930, FM.

79) Monica Sone, *Nisei Daughter* (Seattle: University of Washington Press, 2000 [1953]), 111-15.

80) シアトルの人種制限については、“Racial Restrictive Covenants: Neighborhood by Neighborhood Restrictions across King County,” *Seattle Civil Rights & Labor History Project*, University of Washington, <https://depts.washington.edu/civlrc/covenants.htm>, 2021年12月5日閲覧。

何の問題ではなかった」とモニカは回想しているが、一歩外に出れば、日本人は生活レベルでさまざまな人種差別を受けたのである⁸²⁾。

1930年代と言え、アメリカは大恐慌の只中で、全国住宅法（1934年）が成立し、連邦政府が民間人の住居購入を支援していた時代である。しかし、西海岸に住む日本人はそれらの恩恵は受けられなかった。フランクリン・ローズヴェルトが大統領に就任した1933年以降、ロサンゼルス市政府は、スラム地域の再開発計画として公共住宅の建設を始めたが、入居対象者は白人と限られた数のアフリカ系とメキシコ人のみで、日本人や中国人は想定されていなかった。人種によるゾーニングがあったことに加えて、公共住宅に入居できるのはアメリカ市民が世帯主の家族のみ、という決まりがあったからだ⁸³⁾。シアトルでも、1939年に市中心部のプロファニー・ヒル地区（Profanity Hill）で公共住宅の建設計画が始まり、この時までには多数の日本人がこの地区に住むようになっていた。しかし、再開発計画が始まると、公共住居に住む資格を持たない日本人は、立ち退かざるを得なくなった⁸⁴⁾。サンフランシスコでも状況は同じで、ウェスタン・アディション地区（Western Addition）に建設された有色人用の公共住宅は、主にアフリカ系を対象にしており、市民権のない日本人は応募できなかった⁸⁵⁾。

それでも西海岸の都市部には、日本人が住める地区がいくつかあり、そこで住居を見つける場合、白人市民の協力が重要だったようだ。たとえばモニカ・ソネの家族は、アルカイ・ビーチでコテージを貸してくれる家主が見つからなかったが、その後、そこから離れた住宅地でスカンジナビア移民の夫妻からアパートを借りることができたという⁸⁶⁾。また、農業の場合でも見られたように、

81) ある Alki beach の家屋権利証書には「このロットはモンゴル人・マレー人・エチオピアン人の血統が一部または全てのいかなる者にも売却されてはならない、またそうした人種に賃貸されてはならない」とある：“Franklin S. Williams, et ux to H.P.M. Luther,” William Alki Addition, 前掲 80)。

82) 前掲 79), 111-13.

83) 前掲 1)-③, Chap.3 *passim*.

84) 前掲 1)-⑥, 238-57.

85) 前掲 1)-③, Chap.4 *passim*.

白人市民に名義上の土地主になってもらうこともあったようだ。シアトルで幼少期を過ごしたミツエ・ヤマダの家族は、1932年にシアトル南部のビーコン・ヒル地区 (Beacon Hill) に家を「購入」した。その際、移民局で通訳をしていた父が⁸⁶⁾、同僚のアメリカ人女性の協力を得て、彼女の名義で家を購入してもらい (実際には父が3,000ドルを出資した)、ヤマダの家族がそこに住んだ。その後、兄のマイクが成人年齢に達すると、所有者である女性が彼に家を譲渡したという⁸⁷⁾。1940年のセンサスを見ると、父ヤスタロウの職業は「移民局の通訳」とあり、家屋は「賃貸」で家賃は「\$28」と記録されている。この時マイクは19歳なので、翌1941年には成年に達し、彼が土地家屋の所有者になったということになる⁸⁸⁾。いずれにしても、親切な白人の協力がなければ、日本人は日本人街の外では住む家屋を見つけることは難しかった⁸⁹⁾。

日本人がようやく一家の主になれたのは、二世が成人年齢に達し、彼らの名義で家屋を購入できるようになった1940年前後のことである。モニカ・ソネは高校生の時に肺結核にかかり入院したが、退院した彼女を待っていたのは、日本町の南方にあるビーコン・ヒル地区の家だった。モニカは入居した日の様子をこう回想している：

86) その夫妻には子供がおらず、外国生まれの移民であったことが、一般の白人とは異なる人種観を日本人に対して持っていたのかもしれない。ソネによれば、その夫妻の所有するビルには多くの日本人が住んでいたという：前掲 79), 115-17.

87) Mitsuye May Yamada - Joe Yasutake - Tosh Yasutake Interview, DA.

88) "Mitsuye Yasutake," 1940, FM.

89) ビーコン・ヒルに住む日本人のセンサス記録を見ると、大半の住居が「賃貸」だが、成人した二世の子供がいる場合は「所有」となっている場合が多い。家の名義はこれらの二世市民になっていたと推測される。モニカ・ソネの住居付近に住む日本人家族の世帯主はホテル経営者、食料品店経営者、輸入業経営者など、ある程度経済的に余裕のある人々だったようだ：Etsu Miyagawa, 1940, FM; "Summary for 1539 14th AVE / Parcel ID 7548800015 / Inv #," Seattle Department of Neighborhoods, Seattle Historical Sites (以下 SDNSHS と記す), <http://www.seattle.gov/neighborhood>, 2021年12月13日閲覧；Harry T. Eguchi, 1940, FM; "Summary for 1522 12th AVE / Parcel ID 7660100230 / Inv #," SDNSHS; Giichi Yabe, 1940, FM; "Summary for 2811 18th AVE / Parcel ID 7319900090 / Inv #," SDNSHS.

私の家族は中を案内したくてうずうずしていました。彼らは2階に私を押し上げると、そこには私の新しいベッドのあり、日差しの入り、美しい真新しいオーガンジーのカーテンとベッドカバーに合う深い青の絨毯が備え付けられていました。家は簡素ですが素晴らしく大きく、上の階には4つもベッド・ルームがあって、1階には居心地の良いリビング・ルームと宴会をするのに十分広いダイニング・ルームがありました⁹⁰⁾。

シアトル市のネイバーフッド部 (Department of Neighborhood) の記録によれば、この家は1909年に建てられ、ヤマモト家・モトバ家の手を経て、1941年からモニカの父セイゾウが住み始めた。ビーコン・ヒルにはゾーニングがなく、市の中心部に近く家賃も手ごろなので、1920年ごろから日本人が住むようになっていた。モニカが住んだ家は、各層に4部屋ある2階建てのボックス型家屋で、建築スタイルは「アメリカン・フォースクエア」(American Four Square) と記録されている⁹¹⁾。シアトルには、2階前方に出窓を持つアメリカン・フォースクエア家屋が多く、地元では「シアトル・ボックス」(Seattle Box) と呼ばれていた。モニカの住んでいた家もこのスタイルだったことは写真からうかがえる⁹²⁾。しかし1941年12月に日米間の戦争が始まると、日系人は内陸部の収容所に送られることになり、モニカと家族はシアトルを去らねばならなくなった。ようやく手にしたマイホームは父のホテルの従業員に管理をまかせることにした。収容先のピュアラップ転住所でモニカの家族が与えられた住居は、バラックの狭い一部屋だった⁹³⁾。

90) 前掲 79), 143.

91) “Summary for 1332 14th AVE / Parcel ID 7133300081 / Inv # 0,” SDNSHS.

92) シアトル・ネイバーフッド部のページには、ソネの家族が住んでいた写真がいくつか掲載されている：“Summary for 1332 14TH AVE / Parcel ID 7133300081 / Inv # 0,” SDNSHS.

93) 前掲 79), 173.

7. おわりに

このように、戦前、日本人移民にとって住居を得ることは、アメリカに生業を得て家族を形成し、定住していく過程の一部であり、その住環境は土地法と人種差別により大きく影響を受けた。調査を始めた当初は、日本人の持ち込んだ文化が彼らの住居にどのような影響を与えたのかという点に関心を持っていたが、調べていくうちに、日本的な意匠がほどこされた建物は寺院を除いてほとんど見られないことがわかった（寺院すら外観は一般的なアメリカ建築であることが多い）。しかし、建築研究者のドゥーブrouウ氏が指摘したように、日本人移民の建築に日本的な要素が見られないことは「(彼らの) 文化的同化のサインではなく、西洋建築への美的な好みを示しているわけでもない」⁹⁴⁾。根本的な理由は、州法により日本人は一ヶ所の土地に長く住めず、家屋に投資する理由がなかったこと、そして、土地家屋を購入または賃借する場合でも、住民による反対運動が起きないようにあえて目立つ意匠を施さなかったからである。20世紀の初頭、アメリカ西海岸の日本人指導者たちは、「同化できない」日本人のイメージを払拭するために、同胞に向けて「外面的同化」を推奨したが、その考え方は日本人の住まいにも反映されていたのである。このように、差別されるマイノリティとしての立場が、戦前期アメリカ西部における日本人移民の住環境を規定したことがわかったが、日本人が多数派であった同時期のハワイなどでは日本人の住居のあり方にちがいはあったのか。今後の検討課題としたい。

参考文献

- Asaka, Megan. (2018). ““40-Acre Smudge”: Race and Erasure in Prewar Seattle.” *Pacific Historical Review* 87, no. 2: 231-63.
- Azuma, Eiichiro. (1994). “Japanese Immigrant Farmers and California Alien Land Laws: A Study of the Walnut Grove Japanese Community.” *California History* 73, no. 1: 14-29.

94) 前掲 2)-②, 172.

- Brooks, Charlotte. (2009). *Alien Neighbors, Foreign Friends: Asian Americans, Housing, and the Transformation of Urban California*. Chicago: University of Chicago Press.
- Burnight, Ralph F. (1920). "The Japanese Problem in the Agricultural Districts of Los Angeles." M.A. Thesis, University of Southern California.
- Committee on Immigration and Naturalization, House of Representatives. (1921). *Japanese Immigration: Hearings before the Committee on Immigration and Naturalization*. Washington D.C.: Government Printing Office.
- Daniels, Roger. (1977). *The Politics of Prejudice: The Anti-Japanese Movement in California and the Struggle for Japanese Exclusion*. Berkeley: University of California Press.
- Dubrow, Gail. (2017). "The Architectural Legacy of Japanese America." In *Finding a Path Forward, Asian American and Pacific Islander National Historic Landmarks Theme Study*, edited by Franklin Odo. Washington, D.C.: National Park Service, U.S. Department of the Interior.
- Dubrow, Gail, and Donna Graves. (2004). *Sento at Sixth and Main: Preserving Landmarks of Japanese American Heritage*. Washington, D.C.: Smithsonian Books.
- Higgs, Robert. (1978). "Landless by Law: Japanese Immigrants in California Agriculture to 1941." *Journal of Economic History* 38, no. 1: 205-25.
- Ichioka, Yuji. (1984). "Japanese Immigrant Response to the 1920 California Alien Land Law." *Agricultural History* 58, no. 2: 157-78.
- . (1990). *The Issei: The World of the First Generation Japanese Immigrants, 1885-1924*. New York: Free Press (ユージ・イチオカ (1992) 『一世 — 黎明期アメリカ移民の物語り』 刀水書房).
- Kurashige, Scott. (2008). *The Shifting Grounds of Race Black and Japanese Americans in the Making of Multiethnic Los Angeles*. Princeton: Princeton University Press.
- Masao, Suzuki. (1995). "Success Story? Japanese Immigrant Economic Achievement and Return Migration, 1920-1930." *Journal of Economic History* 55, no. 4: 889-901.
- McAlester, Virginia Savage. (2013 [1984]). *A Field Guide to American Houses: The Definitive Guide to Identifying and Understanding America's Domestic Architecture*. New York: Knop. Kindle.
- Miyamoto, Shotaro Frank. (1984 [1935]). *Social Solidarity among the Japanese in Seattle. Seattle: University of Washington Press*.
- Modell, John. (1977). *The Economics and Politics of Racial Accommodation: The Japanese of Los Angeles, 1900-1942*. Urbana: University of Illinois Press.
- Oda, Meredith. (2018). *The Gateway to the Pacific: Japanese Americans and the Remaking of San Francisco*. Chicago: University of Chicago Press.
- Ore, Janet D. (2006). *The Seattle Bungalow: People and Houses, 1900-1940*. Seattle: University of Washington Press.

- Parker, Carleton H. (1915). "The California Causal and His Revolt." *Quarterly Journal of Economics* 30, no. 1: 220-36.
- Rawitsch, Mark Howland. (1983). *No Other Place: Japanese American Pioneers in a Southern California Neighborhood*. Riverside: Department of History, University of California, Riverside.
- . (2012). *The House on Lemon Street Japanese Pioneers and the American Dream*. Boulder: University Press of Colorado. Kindle.
- Sears, Roebuck & Co. (1921). *Honor Bilt Modern Homes*. Chicago: Sears, Roebuck & Co.
- Sone, Monica. (2000 [1953]). *Nisei Daughter*. Seattle: University of Washington Press.
- Strong, Edward K. (1933). *Japanese in California*. Stanford: Stanford University Press.
- Suzuki, Masao. (2004). "Important or Impotent? Taking Another Look at the 1920 California Alien Land Law." *Journal of Economic History* 64, no. 1: 125-43.
- Tamura, Linda. (1993). *The Hood River Issei: An Oral History of Japanese Settlers in Oregon's Hood River Valley*. Urbana: University of Illinois Press.
- Uono, Kiyoshi. (1927). "The Factors Affecting the Geographical Aggregation and Dispersion." M.A. thesis, Department of Sociology, University of Southern California.
- Willard, William Clyde. (1915). *Maintenance of Way and Structures*. New York: McGraw-Hill Book Company.
- Wilson, Robert A., and Bill Hosokawa. (1980). *East to America: A History of the Japanese in the United States*. New York: William Morrow and Company.
- Yoshimura, Toshio. (1981). *George Shima: Potato King and Lover of Chinese Classics*. Fukushima: Taiseido.
- 伊藤一男 (1984) 『北米百年桜』 PMC 出版.
- 糸井輝子 (1995) 『外国人をめぐる社会史：近代アメリカと日本人移民』 雄山閣.
- 清水書店 (1912) 『国際法諸条規大全』 清水書店.
- 藤岡紫朗 (1957) 『歩みの跡：北米大陸日本人開拓物語』 歩みの跡刊行後援会.
- 矢ヶ崎典隆 (1991) 「南カリフォルニアにおける日本人移民農業の展開」『横浜国立大学人文紀要』 37号：1-23頁.
- ヤキマ日本人会 (1935) 『ヤキマ平原日本人史』 ヤキマ日本人会.